

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月25日（平成28年（行情）諮問第39号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行情）答申第725号）

事件名：特定個人からの申入れに係る関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日，特定個人が特定公共職業安定所及び三重労働局の職員に対して行った職業訓練における企業実習で目撃した事件・事故に係る報告について，当該特定所等から特定学校あてに申し入れ等報告を行った経緯が分かる書類（平成23年12月14日から平成27年9月17日までに作成・取得したもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，三重労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成27年10月16日付け三労開第27-11号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

前略，審査請求人は，平成27年10月16日三労開第27-11号の行政文書開示決定通知書の結果より，不開示とした部分とその理由「当該文書には，特定の個人を識別できる情報が記載されており，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため」を熟読した。

結果，この法律を再度考慮しても，個人の情報を墨塗りとすれば，前後の文章内容から，支障となる事象は少なくなり，公開するのが妥当と判断される書類を以前の情報開示から一種類所持していたため。

具体例として，特定学校の三重労働局からの受信記録があげられる。墨塗りとすれば，支障は少ないと，考えられる。これらの書類の複写を別紙2として区別し，添付・提出する。「再就職のための職業訓練コース」という企画は，前提として，最初から最後まで，受講生が原則無事

に受講を修了出来るのが大前提ではないのか。

この企画に係り、携わる厚生労働省・三重労働局は、こういった事故・事件に対して、関係者は、説明責任を被害者や関係組織・企業などに対し果たすのは、昨今の事件などから見て、当然ではないのか。

就職活動に於いても、人命・人生が最優先であり、どうして求職者・受講生に対して配慮し、情報提供出来ないのか。

方や、羊頭狗肉的に、「パワハラやセクハラはいけませんよ」と啓発活動を全国展開しておきながら、今回の職業訓練コースで発生した、パワハラやセクハラなどに該当すると思われる事件・事故に対して、厚生労働省・三重労働局からの事実提供は無い。

当時の職業安定部求職者支援室 A 様が、当時の「職業能力開発局ご担当者様」、という書類も出てきたが、パワハラやセクハラなどに該当すると思われる事件・事故に対しての報告は無く、A 様が、「再就職のための職業訓練コース」という冊子を理由にならない理由で、求職者の目の届かない場所に放置している事に対して、私が、大臣官房特定課特定係の方と協力して、公開・提供を求めている事も記載されていない。

悪事を隠し、御自分の立場を正当化するのみである。結果、「隠蔽」する態度を固持している為、今日に至るまで問題は何も解決していない。

私は、厚生労働省・三重労働局の卑怯かつ悪質な現状や、三重県職員の悲痛な叫びを聞き、再三議論し、情報交換を行ってきた。

未開示の資料として、電話の受信記録なども該当するので、まだ存在し、所持しているものと思われる。

求職者・受講生は、納税者であり人間では無いのか。結局、厚生労働省・三重労働局は、人を人として扱う事が出来ない、悪魔であり、憲法違反の組織としか思えない。以上

(2) 意見書

ア 最初に

まず、私に送付された理由説明書からの「2 諮問庁としての考え方」から一部を引用させて頂き、法 5 条 1 号に掲げる不開示情報及び、法 8 条の規定を提示します。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照

合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(この時点では以下省略とします。)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

イ 「事件」の説明

まずは、前置きとして、「事件」に関する前の説明を簡潔ながら、行います。

私は、全国の都道府県の雇用組織と全国の労働局が共催する、「再就職のための職業訓練コース」という企画で、当時Bという実施校が、「介護福祉住環境サービス科」という職業訓練開発コースに参加し、平成23年9月15日から、12月14日迄、学ばせて頂いた修了生です。介護の資格を取得するには、本物の介護施設での郊外実習があり、私は、三重県津市にある、介護施設Cという施設に同年11月8日から22日迄、実習を受けていました。

その介護施設で、入所者と思われる男性が、訓練コースとして、介護職員から、侮辱とも猥褻ともとれる発言をあびせられていたのを、私が目撃し、これは極めて危険と判断し、平成23年12月14日地元のハローワーク津など関係各所に報告しました。参照して頂きたいのですが、平成27年9月17日付の別紙1・2には、当時夕方のハローワーク津での、話のやり取りが記録されています。

以前に個人情報の情報開示請求を行っており、今回は、行政文書を対象としたものです。ところが、部分開示で出てきた書類は、平成23年にD様に提出した私が、書いた報告書しか出て来なかったもので、私は不服申立てを行いました。内閣府に書類が、移動し、そこで、出て来た結果は、法5条1号の不開示情報及び、法8条の規定でした。

ウ 私、審査請求人の主張

次に、私の理由説明書及び意見です。そもそも、事件及び事故の処理、そして記録は、扱い方が異なり、行政文書であっても、出来るだけ多くの情報を国民に公開及び公表し、全ての関係者及び組織は、情報を共有し、再発防止に努力するのが当然かと存じます。これは、公務員の守秘義務違反には、該当せず、法5条1号ただし書口「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にまさしく該当し、三重労働局は、私開

示請求者に対し、該当する全ての情報を開示すべきであると、判断します。事件及び事故の情報は、国民の人命や人生に大きく影響を与えます。また、私が、日本国憲法 25 条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務、国の社会的使命）、日本国憲法 11 条（基本的人権）、日本国憲法 12 条（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）、そして、日本国憲法 13 条（個人の尊重と公共の福祉）に、該当することでもあります。これをご覧になっている皆様は、御存知でしょうか。

ハローワークなど、求職者を支援する組織では、まず個人情報を記入します。現在、この「個人情報」というものが、付加価値が非常に高く、個人の許可を得ずに無断で、名簿などとして、業者に販売されている事件が、発生しています。以前には、ハローワーク E の職員による転売事件も発生しました。怖いことに、携帯電話の番号から、持ち主の人命や財産を奪うことも、難しいことではないのです。私は、この他にも調べて気になったことは、「再就職のための職業訓練コース」という企画の保険は、現時点では確認する必要があるのですが、例えば郊外実習の介護施設ではパワハラに遭ったり、目撃したり、この他実習に影響が出て、のちに実施校で復帰し P T S D など、こころの病にかかったときは、この保険が下りない可能性が高い事です。

私は、この現状も三重労働局を含む関係機関に、訴えております。厚生労働省の「厚生」という意味の逆の場合が、可能性としてあると言う事なのです。目撃者であり、報告者である私は、今回の事件から、特定個人からの申入れに係る関係書類の一部開示決定に関する件ですが、「申し入れ」と記載しましたが、事件の報告を受けた三重労働局が、その後、「再就職のための職業訓練コース」の関係各所と、どのような連絡をとり、どう判断し、どう処理・再発防止策を行ったかを私は知り、記録し、後生の方に知っていただきたいと、存じます。

エ 三重労働局及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局様に対して、その①

私の、三重労働局及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局様に対して、まず、第一に、私目撃者が提出した、平成 23 年 12 月 14 日の夕方の方のみの時点での情報です。第一報で報告者側の書類だけで、その後の三重労働局側の反応を記載した書類が、これ以上、全く出て来ない現状について、この書類をご覧になった皆様は、何方も不思議に思わないのでしょうか。

部分開示で出てきたこの書類の内容を、三人以外の三重労働局側の

人物は、どう思われたのか、この紙面のみでは、全く分からないのです。情報・書類などを受理した時点で、何方か、私が提出した内容の真偽や事実を確認した人は、いなかったのでしょうか。追跡調査なども含め、確認するのが普通です。間違った形で誤報が報告され、受理する場合も考えられます。誤報と分かった場合、目撃者・報告者の私を訴えることも可能です。見たのみで、何も心に残らず、何もしなくていいと判断したので、何も書類が残っていない、残さなくていい、と言う事でしょうか。それとも、期限内に書類が出て来なかったのでしょうか。

鑑定や性差に係った個人情報の記載が、何かの悪影響を与えると考えるのならば、匿名や墨塗りとした形の書類の提出は考えられますが、今回は、これも出てきませんでした。事実確認及び追跡調査を行い、判断・処理した書類が、三重労働局側から添付され、公に出たとしても、先程の、法5条1号に掲げた不開示情報及び、法8条の規定に反するとは考えにくく、秘密事項に該当するとは考えにくいです。おそらく、特別な場合を除き、世間の組織では何処でも行われている筈です。

併せてですが、不開示の情報とされた内容、特に個人情報と、一方部分開示で、出てきた内容、主に係り・携わった三人の三重労働局側の個人情報との、差若しくは違いとは、一体何でしょうか。この区分も私は理解出来ません。

この他に、三重労働局では、「ご意見・ご要望」のポストがあり、隣のハローワーク津では、「ご利用アンケートのお願い」というものがあります。おそらく、投函された内容に対し、回答はしているのでしょうか。紙面もきちんと保管されているのでしょうか。せっかく、良くしようとする貴重な意見を、ここでも三重労働局は、無駄にしているのではないのでしょうか。

オ 三重労働局及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局様に対して、その②

次に不思議に思うのは、事件及び事故の処理として、「再就職のための職業訓練コース」という企画に於いて、この場合、先程も申し上げましたが、三重労働局側は、求職者及び受講生を含め関係者の人命・人生・財産などの確保などが最優先され、確保の後は、再発防止策の構築及び施行なのですが、三重労働局は、これらの行動を実行した形跡も出てきません。この事件から、五年近くたちますが、三重労働局は、問題解決のために、「行動した」という記録は、出て来ません。事実上、隠蔽状態が続いております。前例踏襲主義であるのならば、非常に危険なことです。まず、これは、一般常識で社

会人なら当然知っておかねばならない事ではありますが、私は、三重労働局の矛盾した態度の一例として、三重労働局の建物内で、世間の常識とされる、内容の啓発の書類を見かけたことがあります。

それは、厚生労働省が発行している「No パワハラで あかるい職場づくり パワハラを予防・解決すれば職場は変わります」というA4判のパンフレットです。特に裏面の右下に、パワハラの予防と解決という項目があり、「予防対策」と、「解決のために」という小さい字ですが、記載があります。まさに、その通りなのです。彼らは職場の異動もありますから、この内容を知らない三重労働局の局員は、まずいない筈です。啓発する立場の人間が、啓発内容を実行出来ないとは考えにくいです。別の情報開示請求から出てきた紙面で、当時A求職者支援室長は、厚生労働省能力開発局のF様宛てに、労働局側に指導の権限は無い、三重県側にある、と紙面が出て来ましたが、迅速に対応しなくてはいけない場合は、どうするのでしょうか。

三重県側からの答えが出るまで、三重労働局は何も出来ないのでしょうか。正式な紙面で、三重労働局からの要請の文書は、私の入手した資料からは、現在見つかっておらず、逆に、三重県側から三重労働局に対し、どう回答したか、書類は入手出来ていません。三重労働局が判断出来なければ、管轄する厚生労働省の支援を受けてもおかしくないのですが、これ以外の厚生労働省と三重労働局とのやり取りに該当する文書は、入手出来ていません。

組織対組織のやり取りで、電話のみでも、受信及び発信記録は、ある程度は残すべきである筈ですが、これらに該当する書類も、出てきていないのが現状です。

本来残すべき情報を残さない代わりに、これら「再就職のための職業訓練コース」という企画に於いて、係り携わる組織は、何をしていったのか、私は、分かりません。私は、多くの関係者と何度か、確認したのですが、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、最重要視すべきことは、最初から最後まで、受講生が、受講を安全かつ無事に修了することが出来る事であり、参加する受講生及び関係する組織が安全のため、不断の努力を継続しなくてはならない事です。

三重労働局は、介護施設の情報は、ハローワークの介護施設の求人情報を今回事件が発生した施設を含め、随時受け付けており、三重県の社会福祉協議会と共催する介護施設への就職説明会を実施している以上、どこの介護施設で事件が頻発しているかなど、介護施設の現状を知らないとは、考えにくいです。

カ 三重労働局及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局様に対

して、その③

入所者及び、実習生が、危険な目に遭わされている状況を、私は記載し報告したのですが、この結果に外部の立場の人間から、どう解釈していいのか、理解出来ません。この状態では、事件の「その後」がわからない状態ではないですか。繰り返しますが、私は、そもそも目撃者の立場です。この書類を見た人物は、私が知りうる限りでは、少なくとも、ハローワーク津で二人、三重労働局で一人の合計三人です。実際は、その後にどこに所属する、関係のある人物が見たのかは、分かりませんし、どう判断し、どう指示が出され、どう動いたのかは、分かりません。知っている個人情報を使って、報告せざるを得ない立場にあります。「匿名・非公表」とするわけにはいきません。中には、関係各所に、審議を確認するために動いた人もいるでしょう。まず、私は、「事件」に係る文書は、人が処理するのですから、原則個人情報が含まれており、私は、事件の目撃者であり、当事者であるから、企画を主催する組織を含め、関係する機関に対して報告する立場であります。

私は問題解決に出来る限り関係組織などと協力し、人命を優先する立場・再発防止策今回の事例から、関係・主催する組織と協力する形で、今日に至るまで従事し、協力してきました。主催し、関係する組織から、解決する方向での話となると、何も出て来ないというのは、私目撃者若しくは被害者に対して、不平等であり、個人情報以外も含めて隠蔽と世間で判断される危険性があります。事件が発生したときに何が優先されるかは、当然人命そして、人生が優先されます。また特に個人情報に関して、誤報があってはいけないのです。

罪を犯した人間が、社会で反省の顔を見せず、のうのうと暮らしている。これは、同じ社会で生活している人間にとって、極めて危険なことではないのでしょうか。場合によっては、身柄の保護も必要です。そして、この事件の全てを把握せず、未確認な情報のままを知った個人・組織などは、私も含め、事件の未確定且つ不透明な部分・非公表とする情報を勝手に発言・公表する、事件の模倣並びに、模倣犯を出してはいけないのです。

情報を把握した個人人間・組織などは、疑うわけではないのですが、お互いに監視せざるを得ないことも仕方がないことです。過去にも、内部情報を知った人間が、世間に個人情報を漏洩したこともありました。

もう一つは、私が社会から、「この事件はその後どうなった」と説明を求められたらどうなるのでしょうか。最新情報を知らなければ

ならず、情報を主宰し、関係する個人・組織が世間に対して、ある程度納得がいく情報を把握しておく立場でもあるからです。ただ、残念なことに、本来、黙秘すべきものまで、流出し、悪用されているのが現状です。ただ限度もあります。私は、今日も、侮辱且つわいせつな言葉を浴びせられ続けた、被害者並びに親族に報告したいと存じますし、事件に係り携わった以上、再発防止策などを求職者や受講生、主催し関係する組織から、「安全」と言う、「宣言」を頂きたいと思うのです。そういった、世間では、常識とされている事を法5条1号に掲げる不開示情報とし、事件・事故の隠蔽を正当化し、当該行政文書の存否すら、明らかにすることなく拒否することは、これも事件の存在すら否定する極めて危険な判断である。これは、日本国憲法の生存権の否定であり、厚生労働省の「厚生」の部分の怠慢且つ思考停止であります。求職者や受講生又は、介護施設での入所者は、まず日本国民であり、生存権は、誰にでも認められている筈です。

キ 最後に、結論として

この事件の再発防止策や、受講生の安心出来る訓練コースでの安全性の向上など三重労働局及び管轄する厚生労働省に、求め、依頼し、結果どうなったのかを資料にて情報開示請求を行政文書にて、開示請求を行ったものです。ですが、出てきたものは、私が、ハローワーク津及び隣接する三重労働局に、平成23年12月14日に紙面にて提出したもの、A4判紙面の9枚のみでした。これでは、現在、事件は、どう関係各所と情報交換をし、どう処理を行っているのか、受講生の職業訓練コースに於いて安全は確保出来たのか、再発防止策は何なのか、4年以上経つのに、全く分かりません。従って不服申入れを行った次第です。尚且つ、三重労働局及び管轄する厚生労働省に、私に対して明らかに、「嫌がらせ」ともとれる、言動を現在も行っております。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年9月17日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った（以下、第3においては、特定公共職業安定所及び三重労働局を「特定所等」という。）。
- (2) 処分庁においては、請求対象行政文書には、特定個人を識別できる情報が記載されており、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないとして、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月27日付け（

同日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、処分庁においては、本件開示請求に対し、特定した対象行政文書の存在を明らかにした上で、審査請求人以外の個人情報を不開示として部分開示したものであるが、諮問庁としては、本件対象行政文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条1号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったと判断する。

しかしながら、本件の場合、原処分において、対象行政文書の存在を明らかにすることで、既に個人識別情報を開示してしまっているものであり、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持すべきと考える。

3 理由

(1) 原処分について

処分庁においては、本件開示請求に対し、特定した対象行政文書が審査請求人本人に係る個人情報であったことから、審査請求人以外の個人情報を不開示として部分開示したものである。

しかしながら、開示請求書を見るに、審査請求人は、自らが特定所等の職員に提供した目撃情報について、特定所等から特定学校に「申し入れ」等の報告を行った経緯が分かる書類について開示を求めている。

当該請求内容からすると、仮に対象行政文書が存在していた場合であっても、その存否を明らかにすると、審査請求人が、特定所等に対して特定年月日に特定事業所において目撃した事件等に係る情報を提供したという、法5条1号の不開示情報に該当する特定の個人を識別できる情報(以下、第3においては、「本件存否情報」という。)を開示することとなる。

法に基づく開示請求は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず認められていることから、例え本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合でも、請求者が誰であるかは考慮しないので、諮問庁においては、本来であれば、対象行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否するべきであったと判断するものである。

(2) 本件対象行政文書の特定について

本件は、本来対象行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものであるが、原処分で既に対象行政文書の存在を明らかにしているので、諮問においても、本件に限り、対象行政文書の存在を明らかにするものである。

本件対象行政文書については、特定所等の職員が、特定個人から特定

年月日に得た特定を目撃情報について、当該特定所等から特定学校あてに申し入れ等報告を行った経緯が分かる書類である。

労働局あるいは公共職業安定所において、個人から相談や情報提供を受けた場合の事務処理については、いくつかのパターンが想定されるが、相談や提供された情報の内容及び媒体の種類（手紙等文書によるもの、メール等電子媒体によるもの、口頭によるもの）に応じて、あるいは当該情報が関係機関に提供すべき情報もしくは共有すべき情報であるか否か等によって、個別に処理方法を検討した上で、相談記録の作成、提供情報の保管、電話、メールもしくは文書による関係機関への情報提供・情報共有等を行うこととなる。

処分庁において、本件対象行政文書を探索したところ、特定所等に、開示請求書別紙に記載された情報提供者の氏名、提供時期、提供された情報の内容に合致すると考えられるメール文をA4判用紙に印刷した文書9頁が保管されていることが判明した。

なお、保管されていたのは当該メール文を印刷した文書のみであり、その他の文書は認められなかった。

さらに、情報提供がなされた当時、特定所等に所属していた職員に確認したところ、当該メール文を印刷した文書については、審査請求人が特定所等に持参し情報提供したものであること、情報提供がなされた当時、特定所等においては関係機関との情報共有を図るために、審査請求人から当該情報提供が行われたことを、電話により、特定学校、その他関係機関の職員に伝えたことなどが判明した。

以上のことから、本件対象行政文書については、当該請求者から提供されたメール文を印刷した文書9頁を特定すべきと判断した。

（３）不開示情報該当性について

原処分においては、対象行政文書に記録されているメールアドレス、特定個人の住所の一部及び氏名について、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するので不開示としている。

本件開示請求は、個人を特定して行われていることから、本来は、上記（１）のとおり、本件存否情報は法5条1号の不開示情報に該当するため、法8条の規定に基づき存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべき事案であり、処分庁が不開示とした部分を維持すべきと考える。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「個人の情報を黒塗りとすれば、前後の文章内容から、支障となる事象は少なくなる」、「公開するのが妥当と判断される書類を以前の情報開示から一種類所持している」などと

主張するが、本件開示請求は、上記（１）のとおり、本来、法８条の規定に基づき存否応答拒否を行うべき事案であり、また、法に基づく開示請求は、何人にも認められていることから、個々の請求者の事情は考慮せず処分を決定すべきものであることから、審査請求人の主張は失当である。

なお、審査請求人が審査請求書において種々記載する事項のうち、原処分に係る審査請求の対象とならない事項については、特段の対応は行わない。

４ 結論

以上のとおり、原処分を維持し、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年１月２５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年２月２日 審議
- ④ 同月１９日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ⑤ 平成２９年１月１９日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年２月８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日、特定個人が特定公共職業安定所及び三重労働局の職員に対して行った職業訓練における企業実習で目撃した事件・事故に係る報告について、当該特定所等から特定学校あてに申し入れ等報告を行った経緯が分かる書類（平成２３年１２月１４日から平成２７年９月１７日までに作成・取得したもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を取り消すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法５条１号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することが適当であったが、原処分において、本件対象文書の存在を明らかにすることで、既に個人識別情報を開示してしまっているものであり、改めて原処分を取り消して法８条の規定を適用する意味はなく、原処分を維持すべきとしていることから、以下、検討する。

２ 本件対象文書の存否応答拒否について

（１）本件開示請求は、特定個人の氏名を明らかにして、当該特定個人が

受講した職業訓練中の特定年月日に目撃した事件・事故について、当該特定個人が特定公共職業安定所等に直接若しくは間接的に報告したことに關し、当該特定公共職業安定所等から特定学校宛てに申入れ等の報告を行った経緯が分かる文書の開示を求めるものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定年月日に目撃した事件等について特定公共職業安定所等に情報を提供したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報と規定している。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来であれば、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書の一部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子